**土砂災害危険箇所**

　土砂災害による被害のおそれがある箇所をいいます。土砂災害の発生や被害の範囲について証明するものではありません。土砂災害から身を守るためには、住民のみなさんが「日頃の備え」と「早めの避難」が重要です。土砂災害危険箇所図は、住民のみなさんが身近にある「土砂災害による被害の恐れのある箇所」を確認し、土砂災害への備えや警戒避難に役立てていただくことを目的としています。なお、土砂災害危険箇所は、一定の決まりにしたがって調査し線引きしたものですから、土砂災害危険箇所の範囲外でも災害が発生する可能性があり、また逆に土砂災害が発生した場合でも、必ずこの範囲全てに被害が及ぶとは限りません。異常気象時には注意が必要です。土砂災害関連情報には十分注意してください。土砂災害危険箇所の土地の範囲は、法律で行為等が規制されているものではありません。土砂災害危険箇所には、「土石流危険渓流」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「地すべり危険区域」があります。土砂災害防止法により指定される「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」とは異なります。

土石流危険渓流【市内65箇所】

　土石流とは、谷や斜面にたまった土・石・砂などが、梅雨や台風などの集中豪雨により水といっしょになって、一気に流れ出てくるものです。
土石流発生の危険性があり、１戸以上の人家(人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場合を含みます)に被害を生ずるおそれがある渓流、および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流を「土石流危険渓流」としています。

急傾斜地崩壊危険箇所【市内100箇所】

　がけ崩れとは、地面にしみこんだ水分が土地の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちることをいいます。また、地震が原因で起こることもあります。傾斜度３０度以上、高さ５ｍ以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が１戸以上(人家がなくて官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含みます)ある箇所および人家はないが今後新規の住宅立地等上(人家がなくて官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含みます)ある箇所および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としています。

地すべり危険区域【市内6箇所】

　地すべりとは、比較的緩やかな斜面において地中の粘土層などの滑りやすい面が地下水の影響などで、ゆっくりと動き出す現象をいいます。地すべりを起こしているあるいは起こすおそれのある区域で、人家、河川、鉄道、道路、官公署等に大きな損害を与えるおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」としています。

宮崎県では土砂災害危険箇所をホームページ上で公開しています。ぜひご確認ください。

土砂災害危険箇所：http://www.sabomap.jp/miyazaki/